

緊急銃猟に係るツキノワグマ出没対応訓練の取材について

1 訓練の目的

改正鳥獣保護管理法が令和7年9月1日に施行され、市街地等に出没したクマ等について、市町村長の判断により、捕獲者に委託のうえ銃器を用いた捕獲ができる「緊急銃猟」が導入されたところです。

緊急銃猟の実施に際しては、市町村長が主体となり、実施可否の検討や通行禁止・制限、住民等の避難指示等を実施する必要があるため、クマ出没時に迅速に対処するため、関係者が参加する実地訓練を実施するものです。

2 取材にあたってのお願い

今回の訓練は、実際に、緊急銃猟に対応する関係機関の連携や法制度上の手順等を研修するため実施するものです。本訓練の目的を達成するため、訓練中の撮影や取材について、ご配慮いただく内容があります。

【ご配慮いただく内容】

- ☆ 訓練参加者から、撮影してほしくないという要望がある内容（例えば、画面に映りたくない人を映す、訓練参加者に対しランダムにインタビューをする等）については、撮影・取材をご遠慮ください。
- ☆ 訓練の進行の妨げになると考えられる場所・方法での撮影・取材

なお、マスコミの皆様が必要不可欠とお考えになる映像もあるかと存じますので、訓練終了後に、可能な限り取材への協力はさせていただきます。

3 本日の流れ

①座学 (10:00～12:00)

緊急銃猟制度の説明やドローンの活用事例の説明を行います。ただし、撮影を拒否されている訓練参加者が映らないようご配慮ください。

②図上演習 (13:00～15:00)

市町村単位で班になり、地図をもとに緊急銃猟の実施範囲の検討、中止などの判断を円滑にする体制の検討を行います。検討した結果を発表してもらい、検討内容の妥当性を検証します。ただし、撮影を拒否されている訓練参加者が映らないようご配慮ください。

③移動（15：00～15：30）

④実地訓練（15：30～16：30）

ドローンを活用した緊急銃猟実地訓練を行います。

4 終了後でも撮影可能な訓練の主要場面

実地訓練終了後、希望される場合は、以下の訓練の場면을別途再現して実施しますので、必要に応じて撮影をお願いします。

①出沒したクマ（実物大のクマのパネル）

②魚津市責任者からの指示を受け、捕獲者が模擬的に発砲する様子

③クマが倒れる様子（パネルが倒れる様子）

なお、①～③終了後、主催者（県自然保護課）及び魚津市責任者のインタビューを行います。

地図



